

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年11月21日(2019.11.21)

【公表番号】特表2019-504656(P2019-504656A)

【公表日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2019-007

【出願番号】特願2018-519306(P2018-519306)

【国際特許分類】

A 6 1 L 2/18 (2006.01)

G 0 1 N 33/48 (2006.01)

G 0 1 N 37/00 (2006.01)

A 6 1 B 5/15 (2006.01)

G 0 1 N 1/10 (2006.01)

A 6 1 L 101/22 (2006.01)

A 6 1 L 101/32 (2006.01)

A 6 1 L 101/34 (2006.01)

A 6 1 L 101/40 (2006.01)

A 6 1 L 101/44 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 2/18

G 0 1 N 33/48 S

G 0 1 N 37/00 1 0 1

A 6 1 B 5/15

G 0 1 N 1/10 V

A 6 1 L 101:22

A 6 1 L 101:32

A 6 1 L 101:34

A 6 1 L 101:40

A 6 1 L 101:44

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月9日(2019.10.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の皮膚の表面を清浄にする方法であって、
 該表面を、界面活性剤を含有する溶液を含んでなる第1のワイプで拭くこと、ここで、該界面活性剤は該溶液の約0.1～約15重量%の量で該溶液中に存在しており；および
 該表面の少なくとも一部分を、消毒液を含んでなる第2のワイプで拭くこと、ここで、該第1のワイプと該第2のワイプは異なっており；
 を含んでなり、ここで、表面の少なくとも一部分を第2のワイプで拭く工程を、表面が第1のワイプと接触してから約60秒以内に行う、方法。

【請求項2】

t P S Aアッセイで測定したときに、第1および第2の拭き取り工程前の表面に存在するP S Aタンパク質の量と比較して、第1および第2の拭き取り工程後に採取部位の表面

から P S A タンパク質の少なくとも 95% が除去されていることを含んでなる、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

P S A タンパク質が遊離の P S A または遊離の P S A とホモローガスなタンパク質である、請求項 1 または 2 に記載の方法。

【請求項 4】

第 2 のワイブで表面の少なくとも一部分を拭き取る工程が、第 1 のワイブで表面と接触させてから約 1 ~ 20 秒に行う、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の方法。

【請求項 5】

表面に存在する界面活性剤が、第 2 のワイブで表面を拭き取ることで実質的に除去される、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の方法。

【請求項 6】

界面活性剤が非イオン界面活性剤である、請求項 1 ~ 5 のいずれか記載の方法。

【請求項 7】

界面活性剤がドデシル硫酸ナトリウムである、請求項 1 ~ 6 のいずれか記載の方法。

【請求項 8】

第 1 のワイブおよび / または第 2 のワイブが滅菌されている、請求項 1 ~ 7 のいずれか記載の方法。

【請求項 9】

消毒液がアルコールを含んでなる、請求項 1 ~ 8 のいずれか記載の方法。

【請求項 10】

アルコールがイソプロパノールである、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

アルコールが消毒液の約 30 ~ 約 80 体積% の範囲の量で消毒液中に存在する、請求項 9 または 10 記載の方法。

【請求項 12】

消毒液が、溶液全体の重量に対して、少なくとも 0.01 重量% であり、約 7 重量% 以下の量の消毒薬を含有する、請求項 1 ~ 11 のいずれか記載の方法。

【請求項 13】

第 1 のワイブが第 1 の吸収材と該吸収材に吸収された界面活性剤を含有する溶液とを含んでなり、第 2 のワイブが第 2 の吸収材と該吸収材に吸収された消毒液とを含んでなる、請求項 1 ~ 12 のいずれか記載の方法。

【請求項 14】

第 1 の吸収材および第 2 の吸収材が織物を含んでなる、請求項 13 に記載の方法。

【請求項 15】

第 1 の吸収材と該吸収材に吸収された溶液とを含んでなる第 1 のワイブであって、該溶液が溶液の約 0.1 ~ 約 15 重量% の量で存在する界面活性剤を含んでなる、第 1 のワイブ；および

第 2 の吸収材と該吸収材に吸収された消毒液を含んでなる第 2 のワイブとを含んでなるキットであって、

該第 1 および第 2 の吸収材は同一または異なっており、

該第 1 のワイブおよび第 2 のワイブはそれぞれ異なるパッケージに封入されており、

各パッケージは、規格 ASTM D - 1249 により、100 ° F、相対湿度 90% にて測定したときの 24 時間での水透過性が、約 0.05 g H₂O / 100 sq 以下である、キット。

【請求項 16】

界面活性剤が非イオン系界面活性剤である、請求項 15 に記載のキット。

【請求項 17】

界面活性剤がドデシル硫酸ナトリウムである、請求項 16 に記載のキット。

【請求項 18】

第1のワイプおよび/または第2のワイプが滅菌されている、請求項15～17のいずれか記載のキット。

【請求項19】

消毒液がアルコールを含んでなる、請求項15～18のいずれか記載のキット。

【請求項20】

アルコールがイソプロパノールである、請求項19に記載のキット。

【請求項21】

アルコールが消毒液の約30～約80体積%の範囲の量で消毒液中に存在する、請求項19または20に記載のキット。

【請求項22】

消毒液が、溶液全体の重量に対して、少なくとも0.01重量%であり、約7重量%以下の量の消毒薬を含有する、請求項15～21のいずれか記載のキット。

【請求項23】

吸収材が織物を含んでなる、請求項15～22のいずれか記載のキット。

【請求項24】

生物学的試料の採取のための流体コンポーネントをさらに含んでなる、請求項15～23のいずれか記載のキット。

【請求項25】

流体コンポーネントが少なくとも1つのチャンネルを含んでなる、請求項24に記載のキット。

【請求項26】

少なくとも1つのチャンネルが約2mm以下の平均断面寸法を有する、請求項25に記載のキット。

【請求項27】

少なくとも1つのチャンネルが約300～約600ミクロンの平均断面寸法を有する、請求項25に記載のキット。

【請求項28】

少なくとも1つのチャンネルが1～10cmの長さを有する、請求項25～27のいずれかに記載のキット。